平成２１年（フ）第６５号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿596番地25
債務者　梅津　幾雄
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１０５号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿1073番地
債務者　井川　　務
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１０６号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1875番地11　町住５－１号
債務者　前田加代子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１０８号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋775番地35
債務者　三谷　雅壽
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１０９号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋775番地35
債務者　三谷　幸代（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１１０号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字旭48番地
債務者　原　　成
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１８９号
鳥取県米子市淀江町中間637番地３
債務者　大谷　　功
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２０６号
鳥取県米子市両三柳2806番地２－Ｔ２－406号
債務者　伊藤　美和
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１３５４号
広島市東区尾長西１丁目３番９―301号
債務者　西田　一之
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５６０号
広島市安芸区矢野西３丁目45番10号
債務者　曽我　敏也
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１２号
広島県東広島市西条町寺家386番地
債務者　佐々木五月
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５６号
福岡県久留米市国分町605番地１　アローハイツ602号
債務者　中島　文夫
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３９０号
愛知県豊橋市東小浜町77―１サンハイツ芳賀202、住民票上の住所福岡県小郡市三沢4159番地53
債務者　諸岡　成仁
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３９１号
福岡県小郡市三沢4159番地53
債務者　諸岡　明美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４０５号
福岡県久留米市津福本町1683番地２
債務者　井上　京子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４１８号
福岡県久留米市津福今町516番地３
債務者　有田　秋子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第６２１号
大分市大字森町598番地の１シャレーハイツ森町Ａ102
債務者　松下　　渚
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４８号
大分県佐伯市日の出町１番34号　サンライズビル２Ｆ
債務者　小屋敷洋一
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係